

高萩・北茨城広域事務組合企業職員の給与に関する規程

平成22年3月25日

規程第1号

改正 令和元年10月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年条例第7号。以下「条例」という。)に規定する給与について必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第2条 給料表は、北茨城市職員の給与に関する条例(昭和32年北茨城市条例第16号)第5条第1項第1号の行政職給料表を準用する。

(職務の級)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1の各欄に掲げるとおりとする。

(管理職手当の支給)

第4条 管理職手当(以下この条において「手当」という。)を支給する職員の職及びその職にある職員に支給する手当の月額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 手当の支給の方法については、北茨城市管理職手当の支給に関する規則(昭和42年北茨城市規則第7号)を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、他団体の職を兼ね、かつ、当該団体から手当の支給を受けている場合には、手当を支給しない。

(特殊勤務手当の支給)

第5条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び金額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 特殊勤務手当は、当月分を翌月の給料支給日に支給する。

(その他の給与等)

第6条 この規程に定めのないその他の給与等については、北茨城市職員の給与に関する条例及びこの条例に基づく諸規則に準じて支給する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日施行する。

附 則(令和元年規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職務の級別標準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	1 主事補の職務 2 主事の職務
2 級	主幹の職務
3 級	1 副主査の職務 2 係長及び主任の職務
4 級	1 主査の職務 2 課長補佐の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項と同程度の副主査、係長の職務
5 級	1 課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項と同程度の主査の職務
6 級	1 企業局長の職務 2 次長、参事及び副参事の職務
7 級	6級に掲げる職員（管理者が特に認める者）の職務

別表第2（第4条関係）

管理職手当

所 属	職	支給月額
企 業 局	企業局長	65,000円
	次 長	50,000円
	参 事	45,000円
	副 参 事	43,000円
	課 長	40,000円
	主 査	35,000円
	課長補佐	30,000円

別表第3（第5条関係）

特殊勤務手当

種 類	支給区分及び額
漏水処理手当	深夜漏水事故処理に従事した職員に対し、一夜につき2,000円